

第12章 準備書に対する環境の保全の見地からの 意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書を令和7年10月3日に知事へ送付したところ、令和7年11月4日から令和7年12月3日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から令和7年12月18日の意見提出期間内において、意見書の提出はなかった。

第13章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する 事業者の見解

令和8年3月25日付環第1379号で通知された準備書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

(前文)

本事業は、習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業として、現行施設の稼働前に使用され、現在は敷地内に存置されている旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。本計画施設は、1日当たりの処理能力が168トン（84トン×2炉）のストーカ式の焼却施設であり、現行施設の219トンから減少する。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、東京湾に面した埋立地にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している地域がある。また、事業区域及びその周辺には、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ（猛禽類）が生息しており、さらに事業区域内ではその繁殖も確認されている。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

13-1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

【事業者の見解】

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネルギーの視点を持った設計とするなど、導入可能な技術が取り入れられているかの検討を続け、環境影響をより一層、回避又は低減するよう努めます。

13-2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

事業区域周辺に大学や多くの住居が存在することに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

【事業者の見解】

施設の稼働に当たっては、適切な運転管理を行うこととし、具体的には以下の方法により対応します。

- ・煙突排出ガスに係る自主基準値よりも厳しい要監視基準を設定し、運転する。
- ・要監視基準を超過した場合は、原因の解明及び改善を図るとともに、計測の頻度を増加させるなどの監視強化を行う。
- ・要監視基準を超過した状態が確認され、その後、状態が継続する可能性があると判断した場合で、その状況を改善することが困難であるなど、自主基準値の超過が懸念される場合は、運転を停止する。

(2) 土壌

事業区域内において砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物による地下水質に係る環境基準の超過及び土壌汚染対策法に係る基準不適合が確認されていることから、工事の実施に当たっては、地下水及び土壌に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよう、環境保全措置を徹底すること。

【事業者の見解】

工事の実施に当たっては、地下水及び土壌に含まれる有害物質が周囲に拡散することがないよう、遮水壁で遮断する等の対策を検討します。また、対象事業実施区域外へ土壌を搬出する場合は、受入先の受入基準との適合状況を確認する等、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行うなど、環境保全措置を徹底します。

(3) 動物及び生態系

ア チョウゲンボウの採餌環境の確保に当たっては、周辺の緑地を有する施設において草地環境の確保や管理方法等を検討するとしているが、事業区域内の緑地の活用も含めて検討すること。

【事業者の見解】

チョウゲンボウの採餌環境の確保に当たっては、周辺の緑地を有する施設だけでなく、事業実施区域内においても草地環境の確保や管理方法等を検討することにより、チョウゲンボウの採餌環境を確保するよう努めます。

イ チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する環境保全措置について、代替巣の設置場所や時期、形状等の検討結果を踏まえて施設の詳細設計を行うなど、適切な営巣環境の創出に努めること。

【事業者の見解】

チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する環境保全措置として、代替巣の設置に当たっては、学識者へのヒアリング結果を基に代替巣の設置場所や時期、形状等を検討して施設の詳細設計を行うなど、適切な営巣環境の創出に努めます。

(4) 廃棄物

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。

【事業者の見解】

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物については、分別を徹底し、また、廃棄物の発生抑制のために資源化等の実施が容易となるよう施工方法を工夫し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ります。

13-3 監視計画

チョウゲンボウについて、工事開始から現行施設の解体工事完了までの期間において代替巣利用状況及び繁殖状況を調査するとしているが、解体工事完了後も調査を行うこと。

【事業者の見解】

チョウゲンボウの代替巣の利用及び繁殖状況の確認の事後調査については、工事開始から現施設の解体完了後3年間行うこととし、本評価書に記載しました（p9-2参照）。

13-4 その他

事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。

【事業者の見解】

これまでと同様に、評価書及び事後調査結果を本市ホームページで公表するなど、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明に努めてまいります。

環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用等により公表するに当たっては、印刷を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めるとともに、縦覧期間後も継続的な公表に努めること。

【事業者の見解】

本市では、準備書はもとより事業計画概要書以降の図書を本市ホームページにおいて、縦覧期間後も継続的に印刷可能な状態で公表しています。評価書及び事後調査結果においても同様に公表を継続してまいります。

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

省略